

令和6年度第2回 立川市公契約条例検討委員会 会議概要

開催日時	令和6年10月24日（木）午前10時06分～午後12時08分
開催場所	立川市役所 210会議室
次第	1. 委員長あいさつ 2. 議事 (1) 立川市公契約条例骨子案 (2) 立川市公契約条例施行規則たたき台 3. その他
配布資料	・ 資料1：立川市公契約条例骨子案 ・ 資料2：立川市公契約条例（骨子案）逐条解説 ・ 資料3：立川市公契約条例施行規則たたき台 ・ 参考資料1：契約手続きのながれ
出席者	[委員] 森井利和, 木村辰幸, 中村知義, 松浦孝治, 小笠原一樹 [事務局] 大平武彦(行政管理部長), 岡本珠緒(契約課長), 今井修(契約係長), 岡田幸子(品質管理課長), 小田川政輝(品質管理係長), 武田智子(品質管理係)
公開・非公開	公開
傍聴者数	3人
委員からの意見、質問及びそれに対する回答	
意見・質問	回 答
1. 委員長あいさつ 2. 議事 ・ 契約手続きの流れ (1) 立川市公契約条例骨子案 * 目的の中の「労働者等」に労働者だけではなく受注事業者も含め、適正な労働環境の整備の推進につなげてほしい。→賛成意見あり * 3-6の特定労働者等の「同居の親族のみを使用する事業又は…を除く」の概念は。→同居の親族であっても、それぞれが事業主であれば除かれない。	・ 参考資料1、契約手続きの説明を受けた。 ・ 次回までに条文にどのように記載するか検討し案を示す。 ・ 一人親方は労働者等に含めている。

* 3-5 (1) 市以外の者とはどういうところか。 * 「市以外の者から」が市外事業者に感じるので解説に加えてほしい。 * 特定労働者等の労働報酬は、他自治体では時給が多いのか。 * 会計年度任用職員の時給も参考にするということだが、正規職員と比べてどうなっているか。 * 7-3 労働報酬の額を時間についての金額に換算する方法はどのようにするのか。 * 12 「若しくは備え付け、又は当該等事項を記載した」の「又は」を削除するのはどうかと考える。 条例の実効性を担保するには、現場労働者への周知が肝心なのでは。 →賛成意見あり * 13 今までに市として立入調査をしたことがあるのか。(4)の「犯罪捜査のために…」を入れた意図は。 →13条によって住居侵入罪、損害賠償の対象にはならない効果がある。 * 抜き打ち調査は牽制につながると思うが、考えているか。 * 公契約の審議会のイメージは。 (2) 立川市公契約条例施行規則たたき台 * 5-(2) 休日の賃金の計算には法定労働時間の問題が絡む。	・直接受注者ではなく、再委託や下請のこと。 ・はい。 ・その通り。 ・事務職の時給がベースになる。人事院勧告の時給と他市の均衡を図り、算出している。正職員よりは単価は低い。 ・最低賃金法の2条に規定を準用すると考えている。 ・次回までにできる限り周知をするよう表現を考える。 ・今までに立入調査をやったことはない。必要になったときに行くことが出来ないとなるのを防ぐためと、犯罪捜査の捜査権があるわけではないということで、記載した。 ・今のところ想定していないが、可能性としてはある。 ・この会議と同じと考えている。 ・施行規則のほうで確認して足していく。
---	---

* 改廃する場合のルールを条文に入れることを提案。 * 3-(1)「予定価格〇〇円以上の」予定価格は他の市区の比較もしたい。 3. その他	・審議会で確認の上、市長決定するというイメージ。 ・分かりました。 ・中村委員から 「賃金引き上げに向けた地方公共団体発注工事における環境整備について」説明 標準労務費が削られていないかどうかチェックする仕組みが必要と考える。 ・次回の開催は未定（年明け）
---	---